

参考 所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会と検討経緯

所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、基本構想の策定に関し必要な事項を検討するため、所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関する事項
- (2) 特定経路の現状、課題等に関する事項
- (3) 実施すべき特定事業に関する事項
- (4) その他基本構想の策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 市民その他の市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、基本構想にかかる具体的事項について調査及び研究を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事会に幹事長1人、副幹事長2人を置く。
- 4 幹事長に総合政策部政策企画課担任次長をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会議を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想にかかる具体的事項について資料の収集及び整理を行うため、部会を置く。

- 2 部会員は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 部会に部会長1人、副部会長2人を置く。
- 4 部会長に総合政策部政策企画課長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会議を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要に応じて部会員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第8条 委員、幹事及び部会員の任期は、基本構想（案）策定が完了する時までとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、総合政策部政策企画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

区 分	氏 名	所 属
学識識経験者	◎久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科助教授
	○小 林 章	国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主任教官
公共交通事業者	茂出木 正和	西武鉄道(株)管理本部企画部次長兼企画課長
	吉 井 時 広	東日本旅客鉄道(株)八王子支社総務部企画室副課長
	神 山 理 一	西武バス(株)運輸部計画担当次長
県交通バリアフリー総括	潮 崎 俊 也	埼玉県総合政策部交通政策課長
県ユニバーサルデザイン担当	山 畠 則 義	埼玉県総合政策部文化振興課副課長
道路管理者	篠 塚 正 行	埼玉県県土整備部道路環境課長
	森 田 彰	埼玉県川越県土整備事務所長
公安委員会	吉 崎 昭 彦	埼玉県警察本部交通部交通規制課長
	平 野 公 一	〃 (H15.9.18 から)
	晝 八 次 夫	埼玉県警察本部交通部駐車対策課長
	渡 邊 恒 雄	〃 (H15.9.18 から)
	本 田 忠 男	埼玉県所沢警察署長
	寺 山 愛	〃 (H15.9.18 から)
市民	町 田 鶴 彦	所沢市自治連合会
	宮 野 弘	所沢市長生クラブ連合会
	内 野 一 重	所沢市身体障害者福祉会
	幾 島 良 江	所沢市聴覚障害者協会
	長 井 勇	所沢市視覚障害者福祉協会
	飯 沼 勝 男	障害児者を守る所沢連絡会
	一 木 昭 憲	誰もが使える交通システムにする会
	古 谷 賢 一	所沢商店街連合会
	蒲 地 由美子	所沢市 PTA 連合会
道路管理者	志 村 勝 美	所沢市道路公園部長
	石 井 忠 男	〃 (H16.1.1 から)
公共交通事業者	川 原 賢三郎	所沢市市民経済部長
	澁 谷 好 彦	〃 (H16.1.1 から)

所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会 幹事会名簿（敬称略）

◎：幹事長 ○：副幹事長

部 名	職名	氏名
総合政策部	総合政策部次長	◎澁谷 好彦
		◎西久保 正一 (部長兼務 H16.1.1 から)
財務部	財政課長	本間 幹朗
市民経済部	コミュニティ推進課長	田畑 喜久男
〃	商工労政課長	矢島 智志
〃	交通安全課長	安田 国男
保健福祉部	福祉総務課長	笹原 文男
〃	障害福祉課長	○小林 昌治
〃	高齢者いきがい課長	三上 一雄
まちづくり計画部	都市計画課長	新堀 祐蔵
〃	建築指導課長	田中 文雄
道路公園部	建設総務課長	勝呂 一夫
〃	道路建設課長	○沖本 稔
〃	計画道路整備担当参事	渡辺 真吾
〃	道路維持課長	新井 孝
教育委員会	教育総務課長	大沢 賢
〃	学校教育課長	町田 永治

所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会 部会名簿（敬称略）

◎：部会長 ○：副部会長

部 名	職名	氏名
総合政策部	政策企画課長	◎富澤 行雄
市民経済部	コミュニティ推進課	兵頭 幸夫
〃	商工労政課	青木 邦雄
〃	交通安全課	金田 俊一
保健福祉部	福祉総務課	秋下 健治
〃	障害福祉課	○大部 稔之
〃	高齢者いきがい課	太田 剛
まちづくり計画部	都市計画課	岩崎 幸司
〃	建築指導課	伊藤 龍一
道路公園部	建設総務課	木村 憲次
〃	道路建設課	○森田 正雄
〃	計画道路整備課	高野 淳
〃	道路維持課	吉田 幸雄
教育委員会	教育総務課	川上 一人
〃	学校教育課	向井 茂樹

【検討経緯】

日 程	内 容	
平成 15 年	5 月 7 日	第 1 回幹事会・部会合同会議
	6 月 5 日	第 1 回部会
	6 月 12 日	関係団体ヒアリング（誰もが使える交通システムにする会）
	6 月 18 日	関係団体ヒアリング（障害児者を守る所沢連絡会）
	6 月 19 日	関係団体ヒアリング（所沢市視覚障害者福祉協会）
		関係団体ヒアリング（所沢市聴覚障害者協会）
	6 月 24 日	関係団体ヒアリング（所沢市長生クラブ連合会）
	7 月 14 日	第 2 回幹事会・部会合同会議
	7 月 16 日	第 1 回関係機関調整会議
	7 月 31 日	団体ヒアリング（所沢市身体障害者福祉会）
	8 月 6 日	第 1 回協議会
	9 月 19 日	第 2 回部会
	9 月 19 日	福祉体験（部会員・公募市民）
	9 月 27 日	第 2 回協議会（第 1 回まち歩き&ワークショップ）
	10 月 20 日	第 3 回幹事会・部会合同会議
	10 月 23 日	第 2 回関係機関調整会議
	11 月 18 日	第 3 回協議会
	11 月 30 日	第 4 回協議会（第 2 回まち歩き&ワークショップ）
	12 月 12 日	第 3 回部会（ソフト施策検討会議）
平成 16 年	1 月 13 日	第 4 回部会
	1 月 15 日	関係機関協議（JR東日本）
	1 月 16 日	関係機関協議（所沢市道路公園部）
	1 月 16 日	関係機関協議（西武鉄道）
	1 月 19 日	関係機関協議（西武バス）
	1 月 19 日	関係機関協議（所沢市市民経済部）
	1 月 19 日	関係機関協議（県警交通規制課・所沢警察署）
	1 月 21 日	関係機関協議（川越県土整備事務所）
	1 月 22 日	第 5 回部会（ソフト施策検討会議）
	1 月 23 日	第 4 回幹事会・部会合同会議
	2 月 3 日	第 5 回協議会